

○ 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（計算関係書類の監事監査報告の内容）</p> <p>第二十九条 監事（特定金庫（法第三十八条の二第三項に規定する特定金庫をいう。以下同じ。）の監事を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 <u>計算関係書類（剰余金処分案又は損失処理案を除く。第三十一条第二項第二号並びに第三十七条第一号及び第三号において同じ。）が当該金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</u></p> <p>三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見</p> <p><u>四</u>六 「略」</p> <p>2 前項第五号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他</p>	<p>（計算関係書類の監事監査報告の内容）</p> <p>第二十九条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 <u>計算関係書類が当該金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見</u></p> <p>「号を加える。」</p> <p><u>三</u>五 「同上」</p> <p>2 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他</p>

の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一〜三 「略」

(特定金庫における計算関係書類の監査)

第三十一条 「略」

2 会計監査人は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 「略」

二 計算関係書類が当該特定金庫の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見(当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項)

イ 「略」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ 「略」

三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているか

の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一〜三 「同上」

(特定金庫における計算関係書類の監査)

第三十一条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となつた計算関係書類が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨並びに除外事項

ハ 「同上」

「号を加える。」

どうかについての意見

四 前二号の意見がないときは、その旨及びその理由

五 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

六・七 〔略〕

3 前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする  
〔号を削る。〕

一〇三 〔略〕

4 〔略〕

三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由

〔号を加える。〕

四・五 〔同上〕

3 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする  
一 継続企業の前提（当該金庫が将来にわたつて事業活動を継続するとの前提をいう。第百三十二条第一項第七号において同じ。）に関する注記に係る事項

一〇四 〔同上〕

4 〔同上〕

別紙様式第13号(第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事長氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1.～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

[1.～14. 略]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置によ		経過措置によ

別紙様式第13号(第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事長氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

[1.～14. 同左]

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置によ		経過措置によ

	る不 算 入 額	る不 算 入 額
コア資本に係る基礎項目		
[略]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービング・ライツに係るもの以 外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入さ れる額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機 関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出 資等の額		
信用金庫連合会の対象普通出資等 の額		
特定項目に係る 10%基準超過額		

	る不 算 入 額	る不 算 入 額
コア資本に係る基礎項目		
[同左]		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービ シング・ライツに係るものを除く。） の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サ ービング・ライツに係るもの以 外の額		
繰延税金資産（一時差異に係るもの を除く。）の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資 本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価 評価差額であって自己資本に算入 される額		
前払年金費用の額		
自己保有普通出資等（純資産の部に 計上されるものを除く。）の額		
意図的に保有している他の金融機 関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出 資等の額		
信用金庫連合会の対象普通出資等 の額		
特定項目に係る 10%基準超過額		

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[第2～第5 略]

うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[第2～第5 同左]

別紙様式第13号の2(第131条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事長氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1.~4. 略]

第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
( 年 月 日まで )

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位:百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

別紙様式第13号の2(第131条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

( 年 月 日から )  
( 年 月 日まで )

(信用金庫名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫名)

(理事長氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次

頁

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1.~4. 同左]

第1 ( 年 月 日から ) 事業概況書  
( 年 月 日まで )

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位:百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額

コア資本に係る基礎項目			
[略]			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換金差額等			
[略]			
うち、退職給付に係るものの額			
[略]			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資			

コア資本に係る基礎項目			
[同左]			
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換金差額等			
[同左]			
[加える。]			
[同左]			
コア資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額			
少数出資金融機関等の対象普通出資			



等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

等の額				
信用金庫連合会の対象普通出資等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ~3. 略]

第2 [略]

別紙様式第14号 (第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のと

おり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1~第6 略]

(記載上の注意)

[1. ~5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

[1. ~15. 略]

16. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(記載上の注意)

[1. ~3. 同左]

第2 [同左]

別紙様式第14号 (第131条第1項関係) (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫連合会名)

(所 在 地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理 事 長 氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のと

おり報告いたします。

業 務 報 告 書

目 次

頁

[第1~第6 同左]

(記載上の注意)

[1. ~5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

[1. ~15. 略]

16. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関				

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関				

等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
普通出資等 Tier1 資本				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				

等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
普通出資等 Tier1 資本				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				

自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
[略]				
その他 Tier1 資本				
[略]				
Tier1 資本				
[略]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[略]				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
[略]				
Tier2 資本				
[略]				
総自己資本				
[略]				

自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
[同左]				
その他 Tier1 資本				
[同左]				
Tier1 資本				
[同左]				
Tier2 資本に係る基礎項目				
[同左]				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
[同左]				
Tier2 資本				
[同左]				
総自己資本				
[同左]				

リスク・アセット等
[略]
自己資本比率及び資本バッファー
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

	当期末				前期末			
	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ア セット の額の 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%) (経過 措置ベ ース)	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ア セット の額の 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%) (経過 措置ベ ース)
エク ス ポー ジ ャー の 所在 国 ・地 域								

リスク・アセット等
[同左]
自己資本比率及び資本バッファー
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

	当期末				前期末			
	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ア セット の額の 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%) (経過 措置ベ ース)	カウン ター・ シクリ カル・ バッ ファーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ア セット の額の 合計額 (百万 円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%) (経過 措置ベ ース)
エク ス ポー ジ ャー の 所在 国 ・地 域								

[略]

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ~ 4. 略]  
[削る。]

5. [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービ		/		/

[同左]

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

(記載上の注意)

[1. ~ 4. 同左]

5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載）。

6. [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービ		/		/

シング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
[略]				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に				

シング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
[同左]				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に				



係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

[第2～第6 略]

別紙様式第14号の2 (第131条第2項関係) (日本産業規格A4)  
 連結業務報告書

( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )

(信用金庫連合会名)

(所在地)

係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

[第2～第6 同左]

別紙様式第14号の2 (第131条第2項関係) (日本産業規格A4)  
 連結業務報告書

( 年 月 日から )  
 ( 年 月 日まで )

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事長氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次	頁
-----	---

[第1・第2 略]

(記載上の注意)

[1.～5. 略]

第1 ( 年 月 日から  
年 月 日まで ) 事業概況書

[1.・2. 略]

3. 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[略]				

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事長氏名 印)

年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

連結業務報告書

目 次	頁
-----	---

[第1・第2 同左]

(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第1 ( 年 月 日から  
年 月 日まで ) 事業概況書

[1.・2. 同左]

3. 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額				
[同左]				

普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
繰延ヘッジ損益の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
少数出資金融機関等の普通出資の額			
特定項目に係る 10%基準超過額			
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
うち、無形固定資産（モーゲージ・			

普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額			
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
繰延ヘッジ損益の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
退職給付に係る資産の額			
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
少数出資金融機関等の普通出資の額			
特定項目に係る 10%基準超過額			
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
うち、無形固定資産（モーゲージ・			

サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
[略]				
普通出資等 Tier1 資本				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				

サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
[同左]				
普通出資等 Tier1 資本				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				

[略]
その他 Tier1 資本
[略]
Tier1 資本
[略]
Tier2 資本に係る基礎項目
[略]
Tier2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
[略]
Tier2 資本
[略]
総自己資本
[略]
リスク・アセット等
[略]
連結自己資本比率及び資本バッファ
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]

[同左]
その他 Tier1 資本
[同左]
Tier1 資本
[同左]
Tier2 資本に係る基礎項目
[同左]
Tier2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
[同左]
Tier2 資本
[同左]
総自己資本
[同左]
リスク・アセット等
[同左]
連結自己資本比率及び資本バッファ
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

[略]

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ
エクスポージャーの所在国・地域								
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1. ～4. 略]

[削る。]

資本調達手段に係る経過措置に関する事項

[同左]

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[資本バッファ比率のうちカウンター・シクリカル・バッファ比率]

	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ	カウンター・シクリカル・バッファの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ	適用されるカウンター・シクリカル・バッファ
エクスポージャーの所在国・地域								
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1. ～4. 同左]

5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファ比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間におい

5. [略]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[略]				
うち、退職給付に係るものの額				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん				

てはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 50 を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に 100 分の 75 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第 3 位以下を切り捨て小数点第 2 位までを記載）。

6. [同左]

[連結自己資本比率の補完的指標である連結レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[国内基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等				
[同左]				
[加える。]				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るもの（のれん				

相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
[略]				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				

相当差額を含む。)の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
[同左]				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				



特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
自己資本				
[略]				
リスク・アセット等				
[略]				
連結自己資本比率				
[略]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 略]

第2 [略]

別紙様式第15号（第131条第1項関係） (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
自己資本				
[同左]				
リスク・アセット等				
[同左]				
連結自己資本比率				
[同左]				

(記載上の注意)

[1. ～ 3. 同左]

第2 [同左]

別紙様式第15号（第131条第1項関係） (日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 期 ( 年 月 日から  
年 月 日まで )

(信用金庫連合会名)

(所在地)

年 月 日

殿

(信用金庫連合会名)

(理事長氏名 印)  
 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書  
 目 次

頁

[第1～第6 略]

(記載上の注意)

[1.～5. 略]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から  
 年 月 日まで)

[1.～16. 略]

17. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額				

(理事長氏名 印)  
 年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。

業 務 報 告 書  
 目 次

頁

[第1～第6 同左]

(記載上の注意)

[1.～5. 同左]

第 1 事 業 概 況 書

第 期 ( 年 月 日から  
 年 月 日まで)

[1.～16. 同左]

17. 単体自己資本比率

当期末現在

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法	
----------------	--

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
普通出資等 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
普通出資等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額				

うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
繰延ヘッジ損益の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
前払年金費用の額			
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
少数出資金融機関等の普通出資の額			
特定項目に係る10%基準超過額			
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの			

うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額			
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額			
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額			
繰延ヘッジ損益の額			
適格引当金不足額			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			
前払年金費用の額			
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額			
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額			
少数出資金融機関等の普通出資の額			
特定項目に係る10%基準超過額			
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額			
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額			
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するもの			

のの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[略]				
普通出資等 Tier1 資本				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[略]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
[略]				
その他 Tier1 資本				
[略]				
Tier1 資本				

のの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
[同左]				
普通出資等 Tier1 資本				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
[同左]				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
[同左]				
その他 Tier1 資本				
[同左]				
Tier1 資本				

[略]
Tier2 資本に係る基礎項目
[略]
Tier2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
[略]
Tier2 資本
[略]
総自己資本
[略]
リスク・アセット等
[略]
自己資本比率及び資本バッファ
[略]
調整項目に係る参考事項
[略]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[略]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[略]

(記載上の注意)

[1. ～3. 略]

[同左]
Tier2 資本に係る基礎項目
[同左]
Tier2 資本に係る調整項目
自己保有 Tier2 資本調達手段の額
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額
[同左]
Tier2 資本
[同左]
総自己資本
[同左]
リスク・アセット等
[同左]
自己資本比率及び資本バッファ
[同左]
調整項目に係る参考事項
[同左]
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項
[同左]
資本調達手段に係る経過措置に関する事項
[同左]

(記載上の注意)

[1. ～3. 同左]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)
[略]								
合計								

(記載上の注意)

[1. ~ 4. 略]

[削る。]

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポージャーの所在国・地域	当期末				前期末			
	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンターのシクリカル・バッファー比率(%)
[同左]								
合計								

(記載上の注意)

[1. ~ 4. 同左]

5. 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%) (経過措置ベース)」は、平成28年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の25を乗じて得た比率、平成29年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の50を乗じて得た比率、平成30年3月31日から起算して1年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に100分の75を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを

5. [略]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[表略]

(記載上の注意)

1. [略]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[略]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評				

記載)。

6. [同左]

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

[同左]

(記載上の注意)

1. [同左]

[国内基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当期末		前期末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
[同左]				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評				

価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
[略]				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				

価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
[同左]				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				



[略]	[同左]
自己資本	自己資本
[略]	[同左]
リスク・アセット等	リスク・アセット等
[略]	[同左]
自己資本比率	自己資本比率
[略]	[同左]
(記載上の注意)	(記載上の注意)
[1. ～ 3. 略]	[1. ～ 3. 同左]
[第2～第6 略]	[第2～第6 同左]
備考 表16の [ ] の記載は別記による。	